

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25104011763000
法人番号	8160001015552

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間							
			2020年4月1日 から	2021年3月31日						
一般労働者派遣事業	株式会社エイペックス	(〒523-0816) 滋賀県近江八幡市西生町 724-1 ウェストウイング2F (電話番号: 0748-32-5668)	延長することができる期間数							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	派遣先の要請に応えるため	製造	40	5時間	45時間	360時間			
		派遣先の要請に応えるため	物流	40	5時間	45時間	360時間			
		派遣先の要請に応えるため	事務	10	5時間	45時間	360時間			
		派遣先の要請に応えるため	営業	10	5時間	45時間	360時間			
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先の要請に応えるため	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を超える時間数 (任意)	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 2020年4月1日 (年月日)	労働させることができる法定休日の数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
		派遣先の要請に応えるため	製造	20	所定休日 (任意)			1か月に4日	9:00~18:00	
		派遣先の要請に応えるため	物流	20				1か月に4日	9:00~18:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

限定的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
派遣先の要請に応えるため	製造	20名			6回	99時間	25%	720時間	25%
派遣先の要請に応えるため	物流	20名			6回	99時間	25%	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑦ ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、心とからだの健康問題についての相談窓口の設置、対象労働者の勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署への配置転換の実施	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>						

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2020年 3月 13日
協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (**挙手による労働基準監督署長殿**) の選出方法 (**2020年 3月 31日**)



使用者

職名 **作業員** 氏名 **作 今 裕 喜 久 美**
職名 **代表取締役** 氏名 **西 郡 正 三**
滋賀県近江八幡市西庄町 724-1 ウェストウ



東近江

労働基準監督署長殿